

議案第4号

沼田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

沼田市職員の給与に関する条例等の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年2月24日提出

沼田市長 星 野 稔



沼田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(沼田市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 沼田市職員の給与に関する条例(昭和29年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「初任給調整手当」の次に「(第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。第13条において同じ。)」を加える。

第7条の3の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(初任給調整手当)」を付し、同条中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第7条の4 新たに採用された職員であって、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第3条第4項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第3条の2第1項、第3項、第4条第2項、第3項及び第4項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額(定年前再任用短時間勤務職員その他の規則で定める職員にあっては、規則で定める額)並びにこれに第9条の2の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたもので除して得た額(その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額)(次項において「特定額」という。)が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して規則で定める額(次項において「基準額」という。)を下回るものには、採用の日から規則で定める日までの間、第二種初任給調整手当を支給する。

2 第二種初任給調整手当の月額は、規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第二種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるものには、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、第二種初任給調整手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、第二種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第9条の4第2項第2号中「3万1,600円」を「3万8,700円」に、「にお

いて」を「で自動車等の使用距離の区分に応じて」に改める。

第13条中「及びこれに」を「、これに」に改め、「地域手当の月額」の次に「及び初任給調整手当の月額」を加える。

(沼田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 沼田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第38号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「給料」の次に「、第二種初任給調整手当」を加える。

第8条の次に次の1条を加える。

(第二種初任給調整手当)

第8条の2 フルタイム会計年度任用職員には、給与条例第7条の4の規定の例により第二種初任給調整手当を支給する。この場合において、同条第1項中「第3条第4項」とあるのは「沼田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第38号)第5条第2項」と、「第3条の2第1項、第3項、第4条第2項、第3項及び第4項」とあるのは「同条例第6条」と、「第9条の2」とあるのは「同条例第9条において準用する第9条の2」と、「勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間」とあるのは「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間」と読み替えるものとする。

第15条中「同条中」の次に「「初任給調整手当」とあるのは「第二種初任給調整手当」と、」を加える。

第19条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(報酬)」を付し、同条の次に次の1条を加える。

第19条の2 前条第5項に規定する基準月額に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたもので除して得た額(その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額)(以下この条において「特定額」という。)が、給与条例第7条の4第1項に規定する基準額(以下この条において「基準額」という。)を下回るパートタイム会計年度任用職員には、規則で定める期間、次の各号に掲げるパートタイム会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める額を前条の報酬に加算して支給する。

(1) 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 規則で定めるところにより

基準額と特定額の差額を日額に換算した額

(2) 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 規則で定めるところにより
基準額と特定額の差額を月額に換算した額

(3) 時間で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 基準額と特定額の差額を基準として規則で定める額

第20条中「前条」を「前2条」に改める。

第26条第1項中「得た報酬額」を「得た額（第19条の2の規定による報酬額の加算がある場合は、当該加算後の額）」に改め、同条第2項中「に規定する報酬」を「の規定により計算して得た額（第19条の2の規定による報酬額の加算がある場合は、当該加算後の額）」に改め、同条第3項中「得た報酬額」を「得た額（第19条の2の規定による報酬額の加算がある場合は、当該加算後の額）」に改める。

第32条中「これに」を「期末手当及び勤勉手当を除き、」に改める。

（沼田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 沼田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年条例第47号）の一部を次のように改正する。

附則第2条中「この条例による改正後の」及び「（以下「新給与条例」という。）」を削る。

附則第3条第3項中「新給与条例」を「沼田市職員の給与に関する条例」に改め、同条第4項中「新給与条例」を「沼田市職員の給与に関する条例第7条の4第1項及び」に改め、同条第5項中「新給与条例」を「沼田市職員の給与に関する条例」に改め、同条第6項中「第4条第2項」を「第4条第1項」に改め、「、第9条の3並びに新給与条例第4条第1項及び第4項」を「及び第9条の3」に改める。

（沼田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第4条 沼田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年条例第43号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「この条例による改正後の沼田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下この項において「新条例」という。）第2条第2項に規定する」を削り、「新条例」を「沼田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

